

改正

平成20年9月29日条例第27号

平成24年2月9日条例第2号

平成25年3月29日条例第11号

平成26年1月15日条例第1号

平成31年3月25日条例第5号

令和元年9月24日条例第21号

飯綱町給水条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び管理（第4条—第11条）

第3章 給水（第12条—第16条）

第4章 料金及び手数料（第17条—第26条）

第5章 管理（第27条—第30条）

第6章 貯水槽水道（第31条・第32条）

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第33条—第35条）

第8章 雑則（第36条・第37条）

第9章 罰則（第38条・第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、飯綱町水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 配水管から分岐して設けた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置の種類は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所が専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸以上が共同で使用するもの
- (3) 私設消火栓 消火用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び管理

（給水装置の工事の申込み）

第4条 工事（修繕に係る工事を除く。次項において同じ。）をしようとする者は、あらかじめ管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定により工事の申込みをした者（以下「申込人」という。）に対し、当該工事に関する利害関係人の同意を証する書類の提出を求めることができる。

（加入負担金）

第5条 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増径する場合に限る。次項において同じ。）を行おうとする者は、加入負担金を納付しなければならない。

- 2 加入負担金の額は、別表第1に掲げる額に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。ただし、改造を行う場合の加入負担金の額は、改造後のメーターの口径に係る加入負担金の額と改造前のメーターの口径に係る加入負担金の額との差額とする。
- 3 加入負担金は、工事の申込みの際に納付しなければならない。
- 4 既に納付された加入負担金は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き還付しない。

- (1) 工事の着手前に当該工事の申込みを撤回した場合
 - (2) 工事の申込み後に設計を変更したことにより加入負担金の額が減少することとなった場合
- （構造及び材質）

第6条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合しているものでなければならない。

- 2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速か

つ適切に行えるようにするため、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置について、その構造及び材質を指定することができる。

(工事の施行等)

第7条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。）（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が工事（修繕に係る工事を除く。）を施行しようとする場合は、あらかじめ、管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受けるとともに、当該工事がしゅん工したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出て、管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

4 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費及び分担金の負担)

第8条 工事の費用は、当該工事をしようとする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、町がその費用の全部又は一部を負担するものとする。

2 住宅団地の造成、大規模建築物の新築等（管理者が別に定めるものに限る。）に係る申込人は、当該住宅団地の造成、大規模建築物の新築等に伴う新たな給水需要に応ずるために行われる水道施設の整備及び改良に要する経費の一部を負担しなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第9条 給水装置の所有者が、当該給水装置の所在する給水区域に居住しないとき、又は管理者が必要であると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、当該給水区域内に居住する者のうちから代理人を定め、管理者に届け出なければならない。代理人を変更したときも、同様とする。

(使用者等の管理上の義務)

第10条 給水装置の使用者又は所有者若しくは前条に規定する代理人（以下「使用者等」という。）

は、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理し、異状があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者又は指定給水装置工事事業者に申し込まなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者等が負う。

(給水装置の変更等)

第11条 管理者は、配水管の移転その他の理由により工事を必要とするときは、使用者又は所有者

の同意がなくとも当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水契約の申込み)

第12条 給水を受けようとする者は、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

(給水の制限)

第13条 法第15条又はこの条例の規定により給水を制限し、又は停止した場合において損害が生ずることがあっても、町はその責めを負わない。

(メーターの設置及び管理)

第14条 管理者は、給水装置にメーターを設置し、使用者等がこれを管理する。

2 使用者等は、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨げるような物件を設けてはならず、善良な注意をもってこれを管理しなければならない。

3 使用者等は、前項に規定する管理義務を怠ったために、メーターを滅失し、又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(消火栓及び私設消火栓)

第15条 法第24条第1項の規定により設置された消火栓及び私設消火栓は、消火又は消火演習の場合のほかは、使用してはならない。

2 消火栓又は私設消火栓を消火演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会のうえ、行わなければならない。

(届出)

第16条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) メーターの口径（以下「口径」という。）又は用途を変更するとき。
- (3) 消火演習のため消火栓又は私設消火栓を使用するとき。
- (4) プールの給水に使用するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 消火栓を消火のために使用したとき。
- (2) メーターを滅失し、又は毀損したとき。

- (3) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき。
- (4) 氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
- (5) 譲渡、相続その他の理由により、給水装置の所有者に変更があったとき。

第4章 料金及び手数料

(料金の納付)

第17条 使用者は、水道の使用水量に応じ、水道料金（以下「料金」という。）を納付しなければならない。

(料金)

第18条 料金は、別表第2に定めるところにより算出した合計額に、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。ただし、使用日数が15日以下のときは、基本料金は2分の1とし、基本水量の2分の1を超過する部分については、水量料金を加算する。

2 前項の規定により算定した料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第19条 料金は、毎月の定例日にその日の属する月分として、管理者が計量した使用水量をもって算定する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、隔月又は毎年の定例日に使用水量を計量し、その日の属する月分及び前月分として料金を算定することができる。この場合において、それぞれの月分の使用水量は、均等であるものとみなす。

3 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、前2項の定例日を変更することができる。

(使用水量の認定)

第20条 メーターの異状、漏水その他の理由により実際の使用水量が不明の場合は、管理者が認定した水量をもって使用水量とする。

第21条 一のメーターにより2戸又は2箇所以上が使用する専用給水装置による使用水量は、各戸又は各箇所で均等であるものとみなす。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、それぞれの水量を認定することができる。

2 共用給水装置による使用水量は、各戸で均等であるものとみなす。

(特別の場合における料金の算定)

第22条 月の途中において、口径又は用途に変更があった場合の料金は、その使用日数の多い口径

又は用途の料率を適用し、使用日数が等しいときは、変更後の口径又は用途にかかる料率を適用する。

- 2 使用者は、給水装置の使用の中止又は廃止について届け出ないときは、給水装置を使用しない場合であっても基本料金を納付しなければならない。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第23条 建築工事その他の理由により一時的に給水装置を使用する者は、給水の申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 前項の概算料金は、給水装置の使用を廃止したときに精算する。

(料金の納付)

第24条 料金は、2月分を一括納付するものとする。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(手数料)

第25条 手数料は、別表第3に定めるところにより申込みの際納付しなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、申込み後に納付することができる。

(料金等の減免)

第26条 管理者は、特別な理由があると認めるときは、この条例の規定により納付しなければならない加入金、料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第27条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第28条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当

該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第29条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 料金又は手数料を納期限を過ぎても納付しないとき。
- (2) 正当な理由がなく第27条の規定による給水装置の検査又は第19条の規定による使用水量の計量を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用している場合で、警告してもこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者の所在が60日以上不明で、かつ、使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用休止の状態にあつて、かつ、将来使用される見込みがないとき。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道に係る管理者の責務)

第31条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(貯水槽水道に係る設置者の責務)

第32条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。）の設置者は、法の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うように努めなければならない。

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第33条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第34条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校にお

いて修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第35条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、つぎのとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を終了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習会の課程を修了した者

第8章 雑則

（水道施設損壊及び損失水量の弁償負担）

第36条 道路工事、その他により水道施設を破損した場合は、その損害を全額弁償するものとする。
損害弁償負担金は別表第4のとおりとする。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第9章 罰則

(過料)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の規定による承認を受けずに工事（修繕に係る工事を除く。）をした者
- (2) 第7条第1項の規定による指定を受けずに工事をした者
- (3) 第7条第2項の規定による設計審査を受けずに工事（修繕に係る工事を除く。）に着手した指定給水装置工事事業者
- (4) 正当な理由がなく第28条又は第29条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (5) 正当な理由がなく止水栓、私設消火栓又は仕切弁を開閉した者

(料金等を免れた者に対する過料)

第39条 詐欺その他不正な行為により、加入金、料金、手数料又は分担金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の牟礼村給水規程（平成10年牟礼村告示第14号）又は三水村給水規程（平成10年三水村公営企業管理規程第1号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料、手数料その他の費用の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成20年9月29日条例第27号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の条例第18条の水道料金は、平成

21年6月徴収分から適用する。

附 則（平成24年2月9日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の飯綱町給水条例第18条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用水量について適用し、施行日前までの使用水量として算定された料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日条例第11号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月15日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、適用日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するもの（適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定料金」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る料金については、なお従前のおりとする。

3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前のおりの料金を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、適用日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

4 前項の月数は、暦にしたがって計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、保健休養地用の料金については、改正後の条例の規定を平成26年6月徴収分から適用し、水量料金部分については、従前の例により計算した金額とする。

附 則（平成31年3月25日条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 24 日 条例第 21 号）

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

加入負担金

（単位：円）

口径別 用途	13ミリメー トル	20ミリメー トル	25ミリメー トル	40ミリメー トル	50ミリメー トル	75ミリメー トル
一般用	57,000	86,000	143,000	429,000	715,000	1,048,000
飯綱東山麓保 健休養地	70,000	110,000	170,000	500,000	950,000	1,200,000
工事用仮設水 道	30,000 (6 か月未満 の場合は 20,000円)					

別表第 2（第 18 条関係）

飯綱町上水道

水道料金

種別	用途	メーターの口径 (ミリメー トル)	基本料金 (1 か月につき)		水量料金		摘要
			使用水量 (m ³)	料金 (円)	使用水量 (m ³)	料金 (円)	
専用	一般 用	13	～10	1,250	11～30	160	
					31～100	200	
		101以上～	230				
		20	～20	2,900	21～100	200	
	専用	25	～30	5,000	101以上～	230	
					31～100	200	
		101以上～	240				
		40	～75	15,500	76～100	200	
					101以上～	240	

		50	～100	21,000	101以上～	240	
		75	～250	59,800	251以上～	240	
		100	～300	73,900	301以上～	250	
	保健 休養 地用	13	～10	2,350	250		
		20	～15	3,500	250		
		25	～30	7,400	250		
		40	～75	18,700	250		
		50	～100	26,000	250		
		75	～240	59,800	250		

(注) 保健休養地内に常住する者は、一般用を適用する。

別表第3 (第25条関係)

手数料

(1) 設計審査手数料 1件 1,000円

(2) 工事検査手数料

	区分	手数料	
新設工事等	メーター口径20mm以下	1個当たり	13,000円
	メーター口径25mm	1個当たり	16,000円
	メーター口径40mm	1個当たり	27,000円
	メーター口径50mm以上	1個当たり	33,000円
増設工事	1栓当たり		1,000円
分岐工事	分岐口径25mm以下		3,000円
	分岐口径40mm以上		6,000円

(3) 給水装置廃止手数料 1件につき 1,000円

(4) 特殊器具検査手数料 1個につき 500円

(5) 開せん手数料 1件につき 1,000円

(6) 閉せん手数料 1件につき 1,000円

(7) 法第16条の2第1項の指定手数料 1件につき 10,000円

(8) 法第25条の3の2の指定の更新手数料 1件につき 5,000円

(9) 証明手数料 1件につき 200円

(10) 水質検査手数料 1回につき 実費

別表第4 (第36条関係)

種類	損害料	摘要
水道施設	全額	事故前の現状復旧とする。
損出水量弁償額	<p>1件につき</p> <p>口径25mmまで 2,500円</p> <p>口径25mm超から口径50mmまで 5,000円</p> <p>口径50mm超から口径75mmまで 7,500円</p> <p>口径75mm超から口径100mmまで 10,000円</p> <p>口径100mm超から口径150mmまで 15,000円</p> <p>口径150mm超から口径200mmまで 20,000円</p> <p>口径200mm超から口径300mmまで 30,000円</p> <p>口径300mm超 50,000円</p>	<p>破裂後、1時間まで。以後1時間ごとに左記の金額が増額となる。</p> <p>(ただし、1時間未满是、1時間とする。)</p>
断水損害料	<p>給水を断水させた場合、下記のとおり算出する。</p> <p>断水戸数×100円×断水時間＝損害料</p> <p>(ただし、1時間未满是1時間とする。)</p>	